

【社会福祉法人たちばな会】

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法 に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。(次世代法・女活法)

男性職員・・・取得率75%以上

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性職員それぞれについて、
取得率100%とする

<対策>

- ・令和8年4月～ 新入職員入職オリエンテーションにて、育児休業制度について説明する。
- ・令和8年4月～ 各事業所ごとに職員に、育児休業制度のパンフを配布し、制度の周知と利用を促す。
- ・令和8年4月～ 職員から妊娠報告があった場合は、育児休業制度について再度説明し利用を促す。

目標2：全職員の時間外・休日労働時間の平均を各月120時間未満とする。(次世代法・女活法)

<対策>

- ・令和8年4月～ ハローワーク求人等の活用による人員確保・増加
- ・令和8年4月～ 各部署における問題点の検討及び業務量の見直し

目標3：管理職に占める女性労働者の割合を25%以上にアップする。(女活法)

<対策>

- ・令和8年4月～ 管理職候補となるような女性職員の採用を増加する
- ・令和8年4月～ 育児・介護と両立しながら管理職を目指せる環境づくり

①採用した労働者に占める女性労働者の割合

令和4年度

令和4年4月1日～令和5年3月31日

	男性	女性	総数	女性比率
正規労働者	7	9	16	56.3
非正規労働者	0	4	4	100.0
全ての労働者	7	13	20	65.0

令和5年度

令和5年4月1日～令和6年3月31日

	男性	女性	総数	女性比率
正規労働者	11	20	31	64.5
非正規労働者	6	9	15	60.0
全ての労働者	17	29	46	63.0

令和6年度

令和6年4月1日～令和7年3月31日

	男性	女性	総数	女性比率
正規労働者	8	11	19	57.9
非正規労働者	2	6	8	75.0
全ての労働者	10	17	27	63.0

令和7年度

令和7年4月1日～令和8年3月31日

	男性	女性	総数	女性比率
正規労働者	3	13	16	81.3
非正規労働者	1	8	9	88.9
全ての労働者	4	21	25	84.0

⑨男女の賃金の差異

令和6年度

正規雇用の男女の賃金の差異	71.6%
非正規雇用の男女の賃金の差異	66.7%
全労働者の男女の賃金の差異	76.2%

※令和6年度は、月1回勤務等の特殊勤務者は不算入としている。

令和7年度

正規雇用の男女の賃金の差異	74.6%
非正規雇用の男女の賃金の差異	43.2%
全労働者の男女の賃金の差異	73.4%

⑤雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間

令和4年度

労働者一月当たりの平均残業時間	人員	総時間外数	平均時間外
正規労働者	240	59時間00分	0時間15分
非正規労働者	54	0時間36分	0時間01分

令和5年度

労働者一月当たりの平均残業時間	人員	総時間外数	平均時間外
正規労働者	235	82時間18分	0時間21分
非正規労働者	55	0時間36分	0時間01分
全ての労働者	290	82時間54分	0時間17分

令和6年度

労働者一月当たりの平均残業時間	人員	総時間外数	平均時間外
正規労働者	206	120時間01分	0時間35分
非正規労働者	61	15時間15分	0時間15分
全ての労働者	267	135時間16分	0時間30分

令和7年度

労働者一月当たりの平均残業時間	人員	総時間外数	平均時間外
正規労働者	228	113時間05分	0時間30分
非正規労働者	94	3時間13分	0時間02分
全ての労働者	322	116時間18分	0時間22分